

滋賀県環境影響評価審査会概要

1. 日時 平成 23 年 7 月 13 日（水） 9:30～12:00
 2. 場所 県庁東館 7 階大会議室
 3. 議題 （仮称）創価学会滋賀メモリアルパーク環境影響評価準備書について
 4. 出席委員 占部会長、諏訪副会長、藤本委員、浅見委員、樋口委員、定森委員、鳥居委員、山崎委員、和田委員、奥村委員
 5. 内容 事業者から、前回審査会（平成 23 年 3 月 30 日開催）における各員からの指摘・質問事項に対する説明があり、当該事業に係る環境影響評価準備書についての質疑応答を実施した。
-

【議事概要】

[事業者が、第 1 回開催の審査会における各委員からの指摘・質問に対する説明を実施]

（委員）ただいまの事業者の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

（委員）植栽の関係ですが、全体の植栽計画のうち、どの程度自生種が使われて、どの程度外部から持ち込むことになるのでしょうか。

例えば、参考資料 1-1 の植栽平面図に具体的な樹種が記載されていますが、このうち自生種はどれなのでしょうか。

（事業者）参考資料 1-1 の p.17 に「全域数量集計表」を見てください。この表に、今回の計画で使用する樹木等の総数量が書かれています。この表の一番下から 2 行目の苗木 14,276 本については、これは現地の種子から栽培して苗木を作ります。それと、一番下の行の根株 610 本も、現地のものを切り取って使用しますので、自生種になると思います。

その他の高木、中木等につきまして、ヤマザクラ等の自生種が多少含まれますが、自生とは言いかねると思います。

（委員）植栽計画では、配置が重要になると思います。外部から持ち込んだ低木を、墓園の中心部に植えるのであれば、あまり影響はないかも知れませんが、墓園の外縁部に植えるのであれば、外部から持ち込んだ樹木の種子が周辺に飛散しやすくなります。

（事業者）自生種の配置については、参考資料 1-1 の p.3 の「全体計画平面図」を見てください。盛土法面と北側の法面の部分に自生種を植栽します。自生種ではないものについては、管理棟、法事休憩棟等の建物周辺の植栽に使用します。

この平面図では、自生種がどの部分に使われるか分かりにくいので、自生種の使用箇所を明記したものを用意したいと思います。

（委員）よろしくお願いします。それと、建物周辺の樹種については、変更できないのでしょうか。

(事業者) 基本的には、この計画で進めたいと思いますが、今日の審査会等の委員のご意見も参考にしたいと考えています。

(委員) 特定の昆虫が好む樹木を植栽した場合には、周辺の昆虫相に影響を与える可能性があると思いますので、植栽すべきではない樹種については検討して頂きたいと思います。

(委員) 今の植栽樹木に関してですが、自生種以外に、外来種も紛れ込んでくる可能性があると思います。例えば、ネズミモチについては、トウネズミモチという外来種が紛れ込む場合があり、その種子を鳥が運んで林内に増えてしまう、「逸出」が問題になっています。したがって、植栽には、トウネズミモチやヒイラギナンテン等、逸出が問題となる種を確認し、使用しないようにして頂きたいと思います。

(事業者) 今、明示しています植栽計画は、既存の墓地で使われている樹種から選定したものですので、委員のご意見を参考にさせて頂きたいと思います。

(委員) 回答書 p.7 の景観「案内看板の設置について」は、大津市屋外広告物条例に基づき適正に行うとともに、周辺の景観にも配慮するとのことですが、参考資料 5-1「既存施設の案内看板」は、写真が並んでいるだけで、今回の事業との関係が不明ですので、補足説明をお願いします。

(事業者) 参考資料 5-1 の写真については、既存の墓園（兵庫県丹波市氷上町）で使用している案内看板であり、あくまでも参考です。

これらの案内看板は、最寄りの高速道路のインターチェンジ、一般国道から墓園を案内するために、場外の要所要所に道しるべのために付けている看板です。これらの看板は、兵庫県でのルール の範囲内で設置している看板であり、今回の計画においても大津市の条例に基づく要件を満たしたものを設置する予定ですので、必ずしも、写真の通りの大きさ、形になるわけではありません。

また、案内看板については、まだ具体的な協議を大津市の所管部局と行っていませんが、設置する場所は、兵庫県の墓園と同様に、最寄りのインターチェンジ、主要の道路から墓園へ誘導するための要所要所ということになります。このほか、墓園の入口付近にも、入口を示す看板を道路の反対側に設置したいと考えています。

(委員) 一般に条例に基づく要件は、守らなければならないものですが、大津市の条例の内容も参考にしながら、看板の設置に関する環境配慮についての考え方を明示して頂きたいと思います。

(事業者) 承知しました。

(委員) 事業予定地北側の水路について、参考資料 1-6 には多孔質ブロックが 4 種類示されていますが、これらをどこに使用するかは決まっているのでしょうか。

それと、水路の水深ですが、出水時にはどの程度になるのでしょうか。

(事業者) 多孔質ブロックについては、サンプルとして4種のカタログを添付しています。今検討しているのは、「遊亀」か「すみか」を考えています。

また、水路の水深については、まだ水理実験を行っていませんので、正確な数字は不明ですが、おそらく河床から80 cmから1 m程度までは水位が上昇すると思います。また、当然、上流側と下流側で水深が異なると思います。

(委員) 資料1-6の写真だけを見ると、今検討中ではないものの方が、植物がきれいに繁茂している感じがします。

それと、泥や砂が河床に堆積すると、生物が生息しますが、水深が1 mになる時があれば流されてしまいます。多孔質ブロックの中には、隙間があり生物が避難できるものもありますが、出水時でも生物が流されにくくなるよう、河床がデコボコしている方が良いのではないのでしょうか。

(委員) 河床の粗度が、河床が自然に近い状態というのは、生物の生息条件にとっては望ましいと思いますが、水路は、水を排水する役割を果たすものです。したがって、生物の生息条件と排水のしやすさの両方を考慮して、適切なものを選ぶ必要があるのではないのでしょうか。

(委員) 色々な制約があると思いますが、コンクリート張りとは、自然の河床を何メートルおきに布設するようなことは可能なのでしょうか。

(事業者) 事業地北側の水路は、治水や排水が主たる目的になりますので、排水を阻害するような構造は基本的には困難ですが、一工夫して環境に配慮しました。

具体的には、参考資料1-5のp.1の平面図を見てください。多孔質ブロックは、少し湾曲した部分に設置したいと考えています。真っすぐ流れているところであれば、多孔質ブロックの効果は期待できませんが、ある程度カーブがあり、水の流れに変化があるところに設置したいと考えています。

(委員) この水路については、治水を目的とされて、沈砂池からの排水を行うものに位置付けられていますので、その中で工夫することには、限界があると思います。実際、多孔質のブロックを入れても土壌水分が保持できず、外来植物がはびこってしまうことが多々あります。

本日は、水路に生息する一般種の保全よりも、ホトケドジョウ、ホタル、モリアオガエル等の保全すべき生物のために、放棄水田の整備を具体的に示されたことを評価したいと思います。

特に、移植する動植物の生息環境、生育環境ごとに整備の方法を3タイプに分けて設定されたこと、その維持管理方法を明記されたこと、また、放棄水田内に整備されるため池について、水が枯れることに備えて、墓園のほうからの湧水を引き込んでくることを評価したいと思います。

また内容について、何点かアドバイスさせていただきます。

一つめは、畦(あぜ)の部分は、コンクリートではなく、草が生えたり、土壌生物が生息できたりするような土手にし、三種混合のシロツメグサ等を吹き付けず、シバ、チガヤ等、水田の畦に元々生えているような種を植えて頂きたいということです。

実際に畦を作ると、年に2~3回程度の草刈り、水路の保全・修繕等の維持管理が必要になり、手間がかかりますが、これらを含めて畦について検討して頂きたいと思います。

二つめは、植生管理についてです。湿地をブロック区分して順次管理をしていくというのは、面白

い方法だと思います。その際の維持管理として、草刈りを中心に計画されていますが、長靴でないと入れないような水田のような場所については、草刈りだけでは、植生の遷移が進んでしまいますので、そのような場所については、何年かに1回、耕運機をかける等の対応が必要となります。

したがって、ネザサが繁茂した部分を水面にするのであれば、整備に着手した時点で、ネザサを刈るのではなく除去して頂きたい。それから、水面として維持すべき部分は、何年かに1回、泥の部分を掘り起こし、オギ原として維持する部分は、定期的に草刈りをする等、目標とする植生ごとに適した維持管理を実施して頂きたいということです。

(事業者) 事業地北側の放棄水田の整備について、評価して頂き大変感謝します。

この放棄水田の部分は、沈砂池、水路からの排水に関係するため、工事工程の中で、最初に工事を実施する場所となっています。事業全体の工事期間としては、約3年間を予定していますので、工事の施工業者としては、放棄水田の整備後、2年間のモニタリングを実施することができます。モニタリング期間中、色々検討し、改善の余地があれば実施していきたいと思います。

(委員) 回答書 p.8「文化財、伝承文化について」、聞き取り調査を実施されていますが、その結果の記録方法を教えてください。

(事業者) 記録はメモで行いました。

(委員) この分野の貴重な資料として、市の担当部局で活用される可能性がありますので、参考資料として提供することを検討して頂きたいと思います。

(事業者) 地元の方への聞き取り調査についてですが、地域の高齢者への聞き取りが中心となり、通常は、飛び込みで調査をしても誰も答えて頂けないケースがほとんどです。今回、このような聞き取り調査ができたのは、長年に渡り地元の方との意思疎通を図った結果だと考えております。したがって、聞き取り結果の要否を市の担当部局に確認し、提供する場合は、聞き取りに協力して頂いた方との信頼関係を保持できる範囲のものにしたいと思います。

(委員) 次の法面について、1:1.8の勾配が30°の傾斜ということですが、実感としてはどのようなものをイメージすれば良いのでしょうか。

(事業者) 法面の傾斜が30°が急かどうかという主旨のご質問と考えます。法面の傾斜30°は比較的緩い傾斜だと考えます。一般的な個人住宅、一戸建ての住宅を販売するときに、外周に法面がありますが、1:1.5の勾配で35°くらいの傾斜になりますので、それと比べると、少し緩い傾斜になります。別に例えるならば、スキー場で、上級者クラスがゆっくり滑れる程度の勾配になります。

(委員) 計画では、盛土法面と切土法面の2種類があったかと思いますが、切土法面はどのようにされるのでしょうか。

(事業者) 切土法面の勾配ですが、1:1.5で35°の傾斜になります。これは盛土と違い、地山で安定

しているためです。法面の保護については、切土の一番下の部分（水平部分と接する部分）については、野芝を張る予定です。野芝よりも高い位置の部分については、伐採樹木をチップ化した厚層基材による種子吹きつけを行います。

（委員）今回の水質に関する説明は、前回の審査会で準備書について指摘した事項に対し、非常に様々な検討をして頂いたものだと思います。

特に回答書 p.4 の「工事中の濁水対策について」は、「追加対策を講じるまで、次の土工事を再開させない様に『歯止め』を掛ける」ことが盛り込まれており、工事を一旦停止してまで対応を取るという姿勢を評価したいと思います。

濁水については、沈砂池を従来の2倍の容量を確保するほか、事前に降雨に関する情報を得た上で事前に対策等が取られるということですが、昨今頻発しているゲリラ豪雨についてもできる限り対応できるように配慮して頂きたいと思います。

回答書 p.5 の排水処理施設に関する事項についても、いわゆる厨房からの排水に油分が含まれることを考慮して、調査項目に油分を追加し、調査の頻度についても見直されたことは好ましいことだと思います。このような姿勢で、日常の点検や維持管理に努め、処理排水施設の計画放流水質を充分下回るようにしてください。

回答書 p.6 の施肥や供用後の排水による負荷についてですが、事業の実施により新たな負荷を加えることを理解されているようですので、先ほどの排水処理施設からの排水のほか、施肥の状況についても調査結果を管理方法の改良に繋げていくことを徹底して頂きたいと思います。

（事業者）大変ありがたいご意見、ありがとうございます。工事中の濁水対策や供用後の排水については、お示ししたほかに、対応できるものについては取り組んでいきたいと思います。

（委員）回答書 p.5 の排水処理施設の監視基準値について、BOD を含め5項目について監視基準値が記載されていますが、油分に関連した基準値がありません。その理由を教えてくださいませんか。

（事業者）油分につきましては、ノルマルヘキサン抽出物という項目で水質測定しますが、排水処理施設である浄化槽の設計の計画放流水質の項目には入っておりません。したがって、油分に関する監視基準値については、排水規制に基づく排水基準を参考に設定させて頂きたいと思います。

（委員）先ほどの放棄水田の整備に関連して指摘します。放棄水田の周辺には、スギやヒノキの植林が間伐されない状態となっていますが、間伐すれば、動物相にとってより良い生態系になると思います。放棄水田とその周辺は、かつてはサシバが生息していた場所だと思いますので、人間が手を加えることによって、多様性のある生態系を再生し、保全することを目指すのであれば、放棄水田の部分だけではなく、その周辺の鬱閉（うっぺい）されている人工林についても、少々手を加えて頂きたいと思います。

次に、フクロウ調査についてですが、理解して頂いたように、フクロウも猛禽類です。回答では、調査方法により区分したということですが、「猛禽類調査（ワシタカ類調査）」ではなく、「タカ目の猛禽類調査」として頂き、フクロウ目とは別に調査をした旨を明記すべきです。

それと、フクロウが、生態系の上位性種として取り上げられているのは、希少性だけではなく、生

生態系の食物連鎖の中で上位に位置付けられているためです。したがって、フクロウだけが生態系の上位性種として取り上げられていて、昼行性猛禽類が生態系の上位性種に取り上げられていないのは問題だと思えます。評価としては、大きく変わる訳ではありませんが、フクロウを生態系の上位性種としている以上は、昼行性の猛禽類も生態系の上位性種とした上で、その影響評価をするのが筋だと思えます。

さらにもう一点、ハチクマについてです。今回の調査が実際に影響したか否かは分かりませんが、繁殖を中断したものの、営巣場所に執着して留まることは、よく見られる事象です。その状況をもって、ハチクマへの繁殖活動に影響がなかったと結論づけるのは、大きな誤りだと思えます。

このほか、営巣木を探すために、抱卵期に調査を頻繁に実施されていることについて指摘します。

今回の調査で必要なことは、改変地域周辺における猛禽類のハビタット利用を確認することであって、営巣木から事業地までの距離を確認するために、希少猛禽類に対して影響を及ぼす可能性のある調査を頻繁に実施するという事は、大きな誤りだと思えます。今後、調査をされるアセスメントの会社の方々は、このことを肝に銘じて頂きたいと思えます。

(事業者) 一点目の放棄水田の件ですが、放棄水田に沿っている残置森林部分のほか、改変場所の近辺も含め、間伐を工事の初期の段階で実施したいと思えます。

二点目の「猛禽類調査(ワシタカ類調査)」に関する記載については、修正させていただきます。

三点目の生態系の関係ですが、フクロウを生態系の上位性種に選んでおいて、他の猛禽類が入っていないのは、フクロウ以外の猛禽類の調査結果から、上空飛翔しているのみと考えたためです。フクロウについては、2回のみですが鳴き声を聞いておりますので、事業予定地およびその周辺に止まって一時利用している可能性があるため、上位性種に選定しました。考え方としては、通過のみか、事業予定地およびその周辺に降り立っているかで判断しております。

四点目のハチクマについてですが、林道近くや里山に営巣する等、あまり警戒性がない種と聞いておりますので、そのようなことを勘案し、この結論に至っております。ただし、調査時期については、若干配慮が欠けていた部分もあろうかと思えますので、今後の調査については、今のご指摘を十分肝に銘じて調査にかかりたいと思えます。

(委員) 猛禽類調査報告書 p.25 のハチクマの飛翔軌跡を見てください。事業予定地の方に飛翔したり、事業予定地付近から出現したりしています。ハチクマが目視されている時間は、全調査時間の10%未満であり、観察されていない時間の方がはるかに多いと思えます。加えて、ハチクマは林内でジバチ等を取るため、林内に入れば見えなくなり、事業予定地内の林内に入っている可能性は充分あります。

したがって、この飛翔図からだけでは、事業予定地が利用されていないとは判断できませんので、ハチクマの上空飛行のみが確認されたことを理由に、生態系の上位性種に入れなかったことは誤りだと思えます。

(事業者) 今のご指摘を受けて、評価書の段階で、内容を修正したいと思えます。色々ありがとうございます。

(委員) 伐採木の再利用率を90%に上げるとの説明がありましたが、具体的な利用方法を教えてください。

(事業者) 主幹は、建設用材に流用し、それ以外の枝・葉・根の部分については、チップ化し、マルチング材として利用することを当初から計画しています。その他の活用法を検討し、堆肥への流用が実現可能となりましたので、再利用率を 90%に変更しました。

(委員) コウモリについては、補足調査を実施するということですが、これから着手されるのでしょうか。

(事業者) 第 1 回目の生息環境調査については実施済みです。今後、第 2 回目の調査を実施し、その結果を基に、具体的な捕獲場所を設定していきたいと思います。

(委員) カスミ網だけだと、手間がかかると思います。今は、ハーブトラップという、人が付いていなくても捕獲できるものもありますので、検討されてはいかがでしょうか。

それと、生息地の確認として、墜落管を使用したジネズミ等の調査を追加されてはどうでしょうか。

(事業者) 今の手法については検討させて頂きたいと思います。

(委員) 大気について何点が質問します。

回答書 p.3「建設機械の原単位設定と予測結果について」、工事中の大気についての予測評価では、第 3 次対策型の建設機械を使用するものの、その原単位に関する情報はないため、第 2 次対策型機械の排出原単位を使用して、安全側の予測を行っていると説明されています。しかし、第 3 次対策型機械の排出原単位はないとしても、エンジンの規格等から推定することは可能だと思いますので、実際に使用される第 3 次型の建設機械を使用した場合の予測評価も試みて、可能であれば参考レベルでも第 2 次対策型を使用した場合からの低減率を明記して頂きたいと思います。

それともう一点、道路交通の排出ガスによる影響については、準備書 p.5-1-30 の近似式から算出した Q_t を、準備書 p.5-1-28 の予測式の Q に関連づけて予測するのだと思いますが、p.5-1-30 の近似式の Q_t と、p.5-1-28 の Q のディメンジョンが違います。予測の条件を明確にして、 Q_t と Q の関連性がわかるようにして頂きたいと思います。

(事業者) 第 3 次型建設機械を使用した場合の予測評価についてですが、第 2 次型からの低減率を算出できないか検討した上で、評価書に反映します。

また、道路交通の排出ガスによる影響の予測評価については、準備書 p.5-1-28 の予測式は、1 m 間隔に点源を配置した点源の集合体を条件として設定しています。評価書では、点煙源の配置の状況を示し、 Q_t と Q の関連性を明確にします。

(委員) 回答書 p.2「獣害対策について」、景観の観点から質問します。参考資料 1-4 では、シカやイノシシの侵入防止効果のあるフェンスはかなり目立つ色となっていますが、もう少し暗い色にする等の配慮はできるのでしょうか。

(事業者) 色については、ブラウン系とグレー系の 2 種類がありますが、基本的には目立たないように、

ブラウン系のものを使用したいと思います。

(委員) 伝承文化ついてですが、この分野は、現在行われている祭礼や行事だけでなく、人々の生活の跡のようなもの全般を指すと考えていますので、土地利用について追加調査されたことは、評価したいと思います。

また、結果についても、地元にとっての信仰やシンボルの対象になっていなくとも、事業予定地が地域住民の方の生産活動の場としての田畑や山林であったことは重要であると思いますので、追加調査の結果を盛り込んで頂きたいと思います。

(委員) 放棄水田の件に関して、2点意見を追加させていただきます。

一点目は、灌水時の対応策として、事業地からの湧水をため池に導入して、水を確保されることは、非常に重要ですので、評価書の段階ではその旨を明記して頂きたいと思います。

二点目は、生態系は、土木構造物のように、造ったときが一番良い状態になる訳ではないので、場合によっては再整備をする必要があることを承知して頂きたいということです。

最初に工事を行うのが放棄水田で、その後2年は工事が続くため、整備後の状況をモニタリングして改良することは可能とのことでしたが、この考え方は非常に重要ですので、評価書には、放棄水田の整備に対する姿勢を明記して頂きたいと思います。

(事業者) 一点目のご意見についてですが、当初事業予定地からは2ヶ所湧水が出ている場所を確認していましたが、晴天が続いた後、その状況を確認しました。その結果、2ヶ所のうち1ヶ所からの湧出量はかなり減少しており、もう1ヶ所の湧水量は安定していました。

この安定した湧水をため池に取り入れるということで、参考資料4-1に示す配置としましたが、場合によっては、ため池の水位を確保しやすい場所に移動することにしたいと思います。

二点目のご意見についてですが、最初にやる工事が、放棄水田、調整池、沈砂池、水路の整備作業になり、これらを含めて3年間程度工事を実施します。したがって、放棄水田整備後2年間は、モニタリングを確実に実施します。

放棄水田を初期の段階で整備することは、当然大事ですが、その後のモニタリングの結果を踏まえた対応を行いたいと思います。例えば、モリアオガエルが例年のように産卵しているか否かを確認し、場合によっては、池の位置を変更する。または、池の水面に、枝がさらに生い茂るように、木を追加して植えてみるといったことです。

今は、まだ計画の段階であり、基本計画しかお示しておりませんが、確実に実施していきたいと思います。

(委員) 前回の審査会で、公共交通機関の利用促進について指摘したところ、シャトルバス、路線バスの活用について検討する旨を回答されたと思いますが、その点については現在も検討しているのでしょうか。

(事業者) 基本的な考え方は変わっていません。しかし、公共交通機関の利用促進については、バス事業者との具体的な協議に入れる段階ではありませんので、現状では具体的な説明はできない状況です。

ただ、墓参のピークは、年に3回ありますので、この時期に、最寄り駅からシャトルバスを運行す

ること等については、今後も前向きに考えていきたいと思ひます。

(事業者) 公共交通機関の利用については、電話での問い合わせ時に案内したり、パフレットや墓園のホームページに掲載したりすることにより、墓参者に対して積極的に広報したいと考えています。

(委員) 交通量の適正化の点からも、その取組については、評価書に明記して頂きたいと思ひます。

(委員) 事業予定地北側の残土置き場の対応についての説明がありましたが、参考資料 1-3 に示されているような、1 : 1.8 の勾配で、小段を設けながら整備することになるのでしょうか。

(事業者) 残土置き場については、現況が確認できておらず、法面の勾配や堆積土砂の量が把握できていませんので、正確な説明はできない状況ですが、基本的には、今のご質問のとおり、勾配を 1 : 1.8 にするのが一番安定すると考えられます。

ただ、勾配 1 : 1.8 にこだわりすぎると、法裾がどんどん放棄水田の方に迫ってきますので、場合によっては、足元に構造物を設けてでも、勾配を少し急にすることもあり得ると思ひます。その際は、構造物が放棄水田に影響することのないよう配慮したいと思ひます。

(委員) 本件に関する事項については、評価書には記載して頂きたいと思ひます。

(委員) 放棄水田の話ですが、工事中は確実にモニタリングされますが、施設の供用後のモニタリングは、どのように対応されるのでしょうか。せっかく整備した湿地が、何年後かになくなるのは残念なことですので、整備された放棄水田の長期的な維持管理についての方針を教えて頂きたい。

(事業者) 事業予定地全体について、芝生を含めて植栽管理を業者委託します。その中に整備後の放棄水田での草刈りや必要な維持管理を盛り込み、状態を継続できるようにしたいと考えています。

(委員) 墓園開設後、放棄水田に関する取組等を紹介すれば、利用者や周囲の方々への良い宣伝になると思ひます。

(事業者) ご意見頂きありがとうございます。事業予定地には、造成森林や芝生等の造成緑地、整備後の放棄水田、残置森林が含まれます。様々なご意見、ご指摘を踏まえて、それぞれに適した管理を実施していきたいと考えています。

具体的には、造成森林および造成緑地については、年間を通じた管理を行い、整備後の放棄水田および残置森林については、適宜伐採等の管理をして行きたいと考えています。

また、放棄水田に関する取組を紹介することについては、十分参考にしたいと思ひます。

(委員) 回答書 p.2「獣害対策について」に記載されている、墓園での供物放置の禁止について、既設墓園では問題が生じていないとのことですが、その現状について補足説明をお願いします。

(事業者) 工事の施工業者として、全国にある 12 ヶ所の墓園のうち、5 ヶ所を確認しており、その結

果を説明します。

まず、園内放送で、随時、供物やごみの片付けについての周知が行われています。また、墓園を管理する方が、園内を定期的に巡回し、供物やごみの有無を確認し、あれば片づけており、徹底した管理が実施されています。

この事業についても、間違いなく同様の管理が実施されると思いますので、園内に供物やごみが放置されることは、まず無いと思います。

(委員) 墓園での供物に関連して発言します。ハクビシンは、神社仏閣等、夜に人が常駐しない場所に入り込みますが、駆除する一番の理由は、天井裏に入り込み、いろいろなもの残したままにして建物に被害を及ぼすためです。

供物を残し、ハクビシンを誘引すれば、自らが設置する建物自身が、被害を受けることとなりますので、その辺りは徹底されるのではないのでしょうか。

(事業者) 供物やごみの話について、事業主のほうからも説明させていただきます。

現在、大津市墓地等の経営の許可等に関する条例について、大津市の担当部局と協議をしています。条例第 16 条では、墓所を「常に清潔に保つために必要な処置」を講ずることが定められていますので、供物やごみを含めた清掃については、既存墓園で 30 年来培ってきたノウハウを駆使し、徹底しなければならぬと考えています。

一つ目は、法要参加者には、墓地管理者から直接注意事項を説明し、墓参者には、注意看板や園内放送等で、供物やごみは持ち帰るよう呼び掛けています。

二つ目は、墓石の規格が統一されており、供物やごみの有無が確認しやすい状況にあります。

三つ目は、墓参者が園内でのマナーとして、互いに供物の持ち帰りと墓所を清潔に保つことを心掛けて頂いています。

このようなことを実践することにより、既存の墓園でも、供物を求めて小動物が入ってくる状況は生じておりませんので、今回の事業についても、これまでと同様に、園内施設の清掃、管理を徹底していきたいと思います。

(委員) 他にいかがでしょうか。ないようでしたら、これをもちまして、本日の審査会を終了させていただきます。

(審 査 会 終 了)